

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)
地域名 (地域内農業集落名)	下粕地区 (下粕)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地域内では、認定農業者3戸、近年の新規就農者3戸、高齢者だが積極的に農業をしている農業者5戸の計11戸の経営体が担い手として地域農業の維持に努めている。 ・現在まで耕作ができていますが、高齢化と離農で今後、耕作者が不確定な農地が、2.9haあり、新たな農地の受け手の確保が課題である。 ・担い手の農地は概ね団地化できて、通作には支障がない ・下粕生産組合で水稻や大豆の共同機械利用や農作業受委託体制をとってきたが、下粕地区は農地が狭小な棚田であり農作業効率が悪い。また、法面の草刈り作業が重労働であること、イノシシ等の獣害の発生、農作物価格の低迷で、農業生産の収益性が低く、営農意欲が低下し、農地の維持管理を行うのがやっとの状況にある。 ・近年は新規就農者を中心に、付加価値の高い農業を目指して、5戸が有機JAS取得して「おかやま有機無農薬農産物」を生産販売し、4戸がモチなどの加工品の販売、5戸がファーマーズマーケットサンサンくめなんに多品目少量生産農産物を出荷、3戸がネット販売やマルシェ出店等の販路拡大に努めている。 ・移住定住と新規就農支援を今まで行い、ここ10年で7戸が営農開始している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稻は地域の景観を守っていくため、できる範囲で効率化して栽培を継続する。 ・現在取り組んでいる野菜や花の多品目直売所出荷や有機農産物や加工品の生産拡大、様々な販売チャネルの開拓を通じて収益性がある楽しい農業をすすめる。 ・風光明媚な棚田の景観生かして、農作業体験、山菜狩り、餅つき大会等を行い、交流人口を増やし、農産物の顧客の拡大を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>定期的開催する集落の役員会で、各役員が担当地区の農地や農業従事者の状況、空き家や移住希望者、新規就農者の状況情報共有し、農地の効率的利用をすすめる。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>耕作者が不確定な農地の所有者の貸付や売買の意向や、農地の受け手が決まれば、地区の農業委員や町、農地中間管理機構と連携して担い手への集約化をすすめる。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>中山間集落協定や水利組合、住民会が連携して年間計画を立てて集落全員参加の共同作業で、農道や水路等の農業基盤を維持していく。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>今まで行ってきた移住定住対策を今後も継続する。また、専業農家にとらわれず、多様な農業のスタイルを容認し、楽しい農村生活ができるよう配慮する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>下粃生産組合が行っている機械の共同利用や、農作業受委託、下粃水利組合が行っている水利管理の活動を継続し、農業生産の効率化と新規就農しやすい体制を維持する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害対策
 中山間集落協定で設置している鳥獣害防止施設の維持と狩猟者への支援を行い、近年4名の狩猟免許保持者を確保している。この取組を継続する。

②有機栽培
 現在5戸が有機JASに取り組んでいるが、取組農家を増やし、有機農産物を集落の特産物に育成する。